

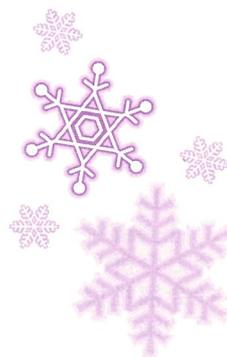
償却資産の申告書はもうお手元に届きましたでしょうか。
平成18年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告書に記載のうえ、1月31日までに提出してください。
償却資産が前年と変更のない場合でも、申告書の備考欄に「前年中異動なし」と記入のうえ、申告書を必ず提出してください。

また、家屋について、平成17年1月2日以降に新増築された家屋（また評価が済んでいないもの）や既存家屋の取り壊し等がありましたら、お知らせください。

問合せ 税務課課税班
☎0479②1574



お忘れなく 償却資産の申告



給与や賃金を支払う方へ

源泉徴収票・ 給与支払報告書

平成17年中に給与・賃金などを支払う事業所、事業主は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、すべてを受給者の住所地（平成18年1月1日現在）

の市町村に提出することになっています。なお、青色申告をする方で専従者給与を支払う方、臨時で従業員を雇う方も忘れないで提出してください。



所得税確定申告 作成相談会

内容 平成17年中の所得に関する
確定申告書の作成相談

日時 2月9日(木)
午前9時30分～正午
午後1時～3時30分

場所 八日市場市民ふれあいセンター

問合せ 銚子税務署
☎0479②1574

税務署からのお知らせ

平成18年7月1日から、横芝光町の税務署の管轄は**東金税務署**になります。

※ 6月30日までは、従来の管轄である銚子税務署です。

納期限

1月31日(火)は、国民健康保険税第7期分、介護保険料第7期分の納期限です。納め忘れのないようお早めに。